

2023. 7

 上十三ほうじん会報No.142



公益社団法人 上十三法人会 広報委員会
十和田市西二番町4-11 十和田商工会館 3階

会長の独り言



会長 益川 毅

3年にも及んだコロナ禍を経て、政府はコロナウィルスの感染法上の分類を第5類に移行し、5月の連休には全国各地に多くの賑わいが戻ってまいりました。疲弊した地方経済が少しずつでも活気を取り戻し、街中に賑わいと笑顔が戻って来る事を心から願っております。

当会は、昭和25年に創立以来73年、昭和56年の社団法人化から42年が経ちましたが、その間バトンは脈々と受け継がれ今日を迎えることができました。そして、青年部会は本年設立30周年、女性部会も設立8年目を迎え、時代の流れの中でそれぞれが活発な活動を展開して参っております。私も青年部会設立の際に携わり、入会からもうすぐ30年を迎えます。この度、この歴史ある公益社団法人上十三法人会第11回定時総会において、会長職を拝命いたしました。浅学菲才の身ではございますが、会員各位の皆様方、関係機関の皆様方のご協力を仰ぎながら、職務に務めて参る所存でございますので何卒宜しくお願ひ申し上げます。

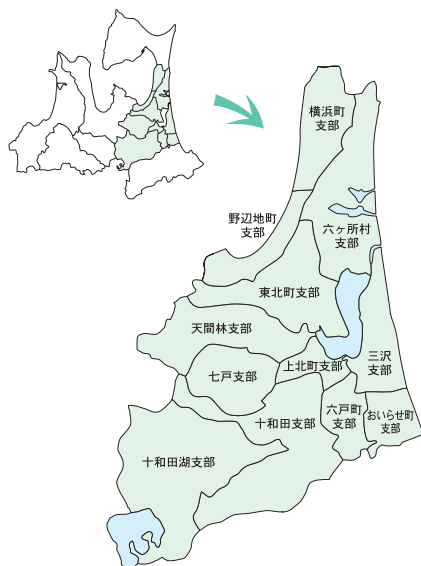
また、今般の総会で、白山前会長を始め、長きに渡り当会を支えて頂いた多くの諸先輩方が退任なされます。これまでのご功績に敬意を表するとともに残された私達には、今後も変わらぬご指導を賜りますようお願い申し上げます。長い間本当にお疲れ様でした。

法人会マークの表すもの、それは、中心の円はコア（核）である「よき経営者を目指すものの団体」、そのコアのもとに集まる「人」の姿を法人会の頭文字hに合わせ、企業と社会の健全な発展に貢献する団体であることを力強く象徴したものだそうです。本会マークの目的を成すべく、基本方針に則り、会員の積極的な自己啓発を支援し、税務知識の普及と納税意識の向上を図り、公正な税制と円滑な税務行政への寄与に努め、この3年間、やむを得ず叶わなかった様々な事業を通じて、公益目的事業の実現に繋がりたいと考えております。

結びにあたり会員企業様の益々のご発展をご祈念申し上げます、就任にあたってのご挨拶とさせていただきます。

CONTENTS

- 会長の独り言……………2
上十三法人会会長 益川 毅
- この人に聞く……………3
上北地域県民局県税部長 田村憲之氏
- 十和田税務署だより……………4
- 税理士からのひとことアドバイス……………5
- 定時総会開催……………6
- 青年部会総会……………7
- 女性部会総会……………7
- 本部だより……………7
- 青年部会だより……………7
- 女性部会だより……………7
- スケジュール……………7



北八甲田

日本百名山の一つで、1,585mの大岳を主峰として、高田大岳、井戸岳、赤倉岳、前嶽、田茂菔岳、小岳、硫黄岳、石倉岳、雛岳と10の山々を北八甲田、櫛ヶ峰をはじめ6峰の山々を南八甲田といい、八甲田火山群地域を八甲田連峰と称します。

この人に聞く



上北地域県民局県税部長
田村 憲之 氏

今年の4月の定例人事異動で、上北地域県民局県税部長を拝命しました田村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

公益社団法人上十三法人会の白山会長様をはじめ役員並びに会員の皆様には、県税務行政に対しまして、日頃から格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、県では「青森県基本計画『選ばれる青森』への挑戦」が今年度をもって計画期間満了を迎え、来年度からスタートする次期基本計画の策定を進めております。

当県税部は、その財源となる県税収入の確保に努めております。

上北地域の県税収入の内訳を見ますと、核燃料物質等取扱税が最も税額が大きく、次に個人県民税に占める割合が高くなっています。

さて、私は県税部においては徴収部門が長く、東京都立川市にある自治大学校で講師陣から滞納整理の先進技術と手法について学んでまいりました。自治大学校終了後は三沢市役所税務課に出向となり、初めての市役所勤務を経験させていただきました。

市役所は御承知のとおり、個人住民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税などの税目を扱っており、一人当たりの課税額は県税を凌ぐものとなっています。そのため、市民に対して「丁寧な納付のお願い」や「夜間臨戸・夜間窓口開庁・個別集金」といった徴収方法を行っていました。しかし、担税力や資力があるにもかかわらず納付しない一部の納税者や高額滞納事案については一向に進捗しない状況にありました。

取れるところからだけ徴収して、取るべきところから徴収しないのは、「税の公平性」に反するものであるという認識を市職員と共有して、税の自力執行権である財産の差押えを毅然と実施しました。

最初は、壺や芸術品といった動産の差押えからはじめましたが、次第に搜索による普通自動車、軽自動車、小型船舶、古銭等の差押えが出来るようになりました。差押物件はインターネット公売で換価し税に配当した結果、市税の収入歩合が向上し、高額滞納事案の解消に繋がりました。

また、滞納が解消された納税者の意識改革にも影響を与えました。

搜索は、執行する職員にとって、搜索を受けた者がどのような行動に出るかわからないため、「勇気」と「徴収スピリット」が必要不可欠になってまいります。

私の県職員人生も残り僅かですが、私の使命としては、このように「勇気」と「徴収スピリット」をもった人材を育成していくことだと考えています。

最後になりますが、公益社団法人上十三法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御繁栄を心から祈念申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

プロフィール

- 前 職：東青地域県民局県税部次長
- 主な職歴：三沢市総務部税務課課長補佐
青森県総務部税務課
指導グループマネージャー
下北地域県民局県民局県税部次長
- 出身地：八戸市
- 趣味：モトクロス、映画鑑賞、犬の散歩

十和田税務署だより

年末調整の電子化及びキャッシュレス納付のご案内

(1) 年末調整の電子化

年末調整手続を電子化することにより、各種控除額の検算や控除証明書等のチェックが削減されるなど、年末調整手続が簡便化できます。詳しくは、国税庁ホームページ「年末調整手続の電子化に向けた取組について」をご覧ください。

(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>)

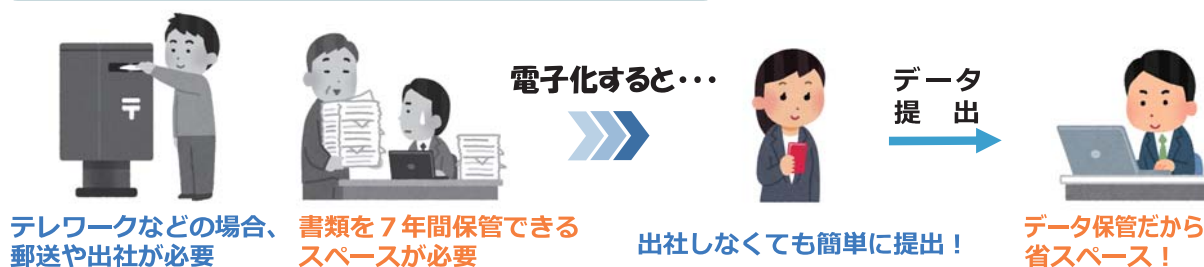


電子化のメリット

年末調整関係書類のチェック事務が削減



年末調整手続がペーパーレス化



(2) キャッシュレス納付

源泉所得税の納付は、①金融機関や税務署等の窓口に行く必要がなく、②自宅や事務所などからの納付手続が可能な非対面の「キャッシュレス納付」が便利です。詳しくは、国税庁ホームページ「源泉所得税の納税手続」をご覧ください。

(https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index/gensen_nouzei/cashless.htm)

※ 源泉所得税についてキャッシュレス納付を利用するためには、事前に e-Tax で徴収高計算書データを作成・送信する必要があります。詳しくは、国税庁ホームページにおいて、e-Tax を利用した源泉所得税の納付手続を解説した動画を公開しておりますので、ご覧ください。



①源泉所得税は e-Tax で納付
【令和元年 11 月配信】



②スマホで源泉所得税を納付する方法
【令和4年3月配信】



国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) では、源泉徴収に関する情報やタックスアンサー (よくある税の質問) を提供しています。源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、是非ご活用ください。

税理士からの

ひとことアドバイス



令和5年度税制改正 資産税関係の重要な変更点

有限会社 鳥越経営会計
税理士 久保光造氏

令和5年度税制改正において資産税関係で注目すべき改正がされました。次世代への財産承継を進めるうえで多くの方に影響がある内容となっています。改正内容のうち特に影響の大きい事項2点と適用を検討するうえでの留意点についてご説明します。なお、今回の改正は令和6年1月1日以降の贈与が適用対象となります。

まず、1点目の大きな改正は、相続時精算課税制度の改正です。改正によって使い勝手が劇的に向上しました。相続時精算課税制度は財産の世代間移転を促進する目的で作られました。しかし次のようなデメリットが障害となって制度の利用は低迷しています。

- ・ 暦年贈与との併用が出来ない（110万円控除が使えない、かつ、暦年贈与に戻れない）
- ・ 制度の適用を受けた後は、少額の贈与でも贈与税申告が必要

このような障害を取り除くため、次のような改正が行われました。

- ① 精算課税制度において毎年110万円の基礎控除枠の創設
- ② 制度適用後も110万円以下まで贈与税申告不要
- ③ 110万円までの基礎控除枠を使って贈与した財産は相続財産に取り込まれない

納税者側にとってメリットの大きい内容となっています。特に③については個人的に、そこまでやっちゃうか、と思うほどのインパクトがありました。課税当局がこの制度の利用を何としても推進したいという強い意向を感じます。改

正前であれば、制度適用後の贈与財産は最終的に全て相続財産に取り込まれていたところ、改正後は110万円までは相続税も贈与税もかからずに財産を毎年移すことが可能となります。

次に、2点目の大きな改正は、暦年贈与で移転した財産が相続財産に加算される期間が3年から7年に延長されたことです。これまで相続開始日から3年遡った期間の贈与財産を相続財産とみなすことになっていました。この持ち戻し期間の延長改正によって相続税として課税される財産は増加することになります。

以上の改正内容を踏まえ、制度の適用を検討していくうえで留意すべきことは、一度精算課税を選択すると暦年贈与に戻れないデメリットに変わりはないことです。つまり有利不利の判定はくれぐれも慎重に行う必要があります。相続時精算課税制度が非常に使いやすくなったことで、これまで端から選択肢に無かった方々も検討することが増えるでしょう。納税者にとって選択肢が増えるのは好ましいことです。実際に今回の改正は多くの方が節税メリットを享受出来るものとなっています。一方で持ち戻し期間の延長改正なども相まって、有利不利のシミュレーションは一層複雑になります。承継する財産の種類、規模、あるいは誰に、どのくらいの期間をかけるか、などの条件によって結果は異なってきます。将来の様々な状況を想定し、それぞれの将来リスクをどのように評価するか、難しい判断となります。検討の際は信頼できる専門家へご相談されることをお勧めします。

第11回定時総会開催

新会長に益川 毅氏

6月16日(金)十和田市内の「サン・ロイヤルとわだ」で第11回定時総会が開催されました。白山会長あいさつの後、令和5年度の事業計画及び予算が報告され、



審議では「令和4年度事業報告及び収支決算」が事務局より説明され原案通り承認、第2号議案の任期満了に伴う役員改選は支部から推薦された理事・監事候補者案が承認されました。

今年度より就任された新理事は次のとおり。

羽賀義広、大竹正貴、小林久夫、佐々木紀仁、田中幹志（以上十和田）、小比類巻 健、月舘 学、石岡通秀（以上三沢）、石田博也（七戸）、赤坂憲孝（十和田湖町）※（ ）内は支部名 敬称略

総会議案終了後は臨時理事会が行われ、正副会長は次のとおり選任されました。

会長 益川 毅、筆頭副会長 田島一史、副会

長 菅 文昭（以上新任・十和田）、副会長 下久保和成（新任・三沢）、副会長 中村 健（再任・七戸）、副会長 柏崎尚久（再任・おいらせ町）、副会長 久保田勝正（再任・野辺地町）の新体制となりました。※（ ）内は支部名 敬称略

また、顧問には新たに前会長の白山春男氏が就任しました。

新役員報告後は十和田税務署及び当会から退任される永年勤続役員に感謝状、記念品が手渡されました。その後、来賓祝辞では十和田税務署署長古内教司様並びに上北地域県民局県税部長 田村憲之様にご祝辞をいただき総会は終了しました。

東北六県法人会連合会 役員功労表彰

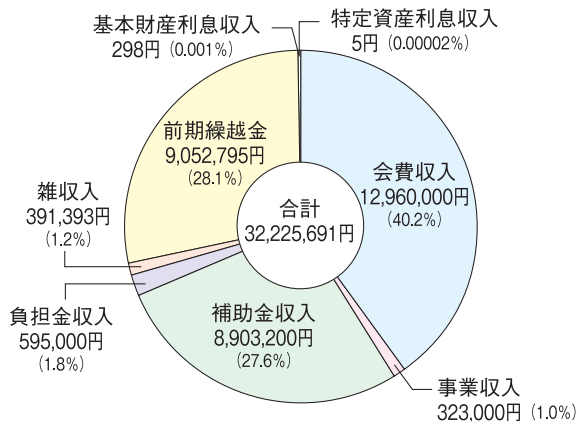
当法人会からは益川毅氏（写真左）と蕨武昭男氏が表彰されました。

(R 5. 5. 15)

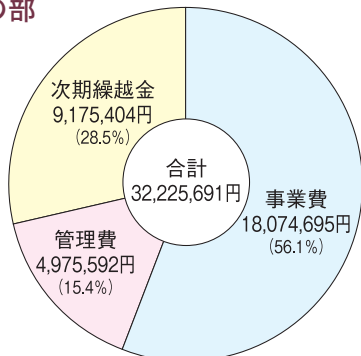


令和4年度収支決算

●収入の部

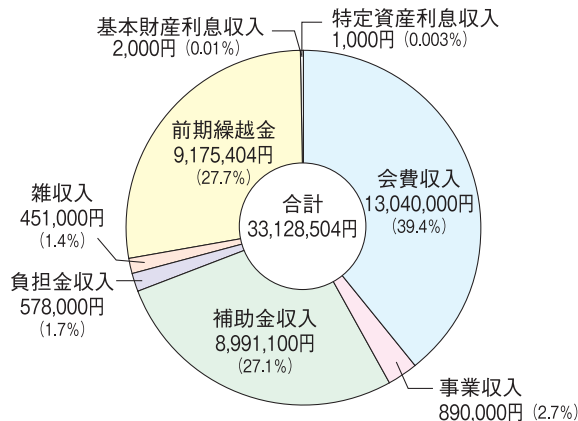


●支出の部

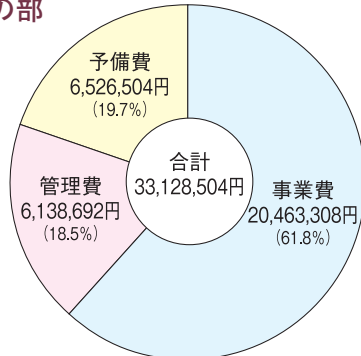


令和5年度収支予算

●収入の部



●支出の部



第30回青年部会定時総会

5月19日(金)午後4時30分から「サン・ロイヤルとわだ」で第30回定時総会を開催しました。佐々木部会長あいさつの後、事業報告等の議案を審議、役員改選では新部会長に笹淵峰尚氏が選任されました。また、令和4年度で卒業となった岩城好輝氏と小原 昇氏、塚尾健樹氏に卒業記念品が渡され、その後、来賓祝辞では十和田税務署長 古内教司様よりご祝辞をいただき、和やかに懇親会が開催されました。



第8回女性部会定時総会

5月22日(月)午後4時30分から「サン・ロイヤルとわだ」で第8回定時総会を開催しました。羽賀部会長あいさつの後、事業報告・決算、事業計画・予算案が承認され、役員改選では役員全員が再任となりました。来賓祝辞では十和田税務署長古内教司様よりご祝辞をいただき、総会終了後はコロナ禍以来中止となっていた懇親会が開催され日程を終了しました。



本部・支部だより

◆本部

- 4月14日(金)
事務担当者会議 (サン・ロイヤルとわだ)
- 5月8日(月)
監査会 (法人会事務局)
- 5月22日(月)
正副会長会議 (サン・ロイヤルとわだ)
- 5月22日(月)
理事会 (サン・ロイヤルとわだ)
- 6月16日(金)
定時総会 (サン・ロイヤルとわだ)
臨時理事会 (サン・ロイヤルとわだ)

- ◆十和田支部 5月12日(金) 定時総会
- ◆おいらせ町支部 5月18日(木) 定時総会
- ◆横浜町支部 5月18日(木) 定時総会
- ◆野辺地町支部 5月25日(木) 定時総会
- ◆六ヶ所村支部 5月30日(火) 定時総会
- ◆七戸支部 5月31日(水) 定時総会
- ◆三沢支部 6月5日(月) 定時総会
- ◆天間林支部 6月8日(木) 定時総会
- ◆十和田湖町支部 6月9日(金) 定時総会
- ◆上北町支部 6月9日(金) 定時総会
- ◆東北町支部 6月23日(金) 定時総会
- ◆六戸町支部 6月29日(木) 定時総会

青年部会だより

- 4月12日(水) 監査会 (十和田商工会館4階会議室)
- 4月12日(水) 役員会 (十和田商工会館4階会議室)
- 5月9日(火) 租税教室 (十和田市立南小学校)
- 5月11日(木) 租税教室 (十和田市立法奥小学校)
- 5月11日(木) 租税教室 (三沢市立三川目小学校)
- 5月11日(木) 租税教室 (十和田市立北園小学校)
- 5月15日(月) 租税教室 (おいらせ町立甲洋小学校)
- 5月19日(金) 定時総会 (サン・ロイヤルとわだ)
- 5月23日(火) 租税教室 (十和田市立三本木小学校)
- 5月30日(火) 租税教室 (六戸町立開知小学校)
- 6月1日(木) 租税教室 (六戸町立六戸小学校)
- 6月2日(金) 租税教室 (おいらせ町立木ノ下小学校)
- 6月14日(水) 租税教室 (おいらせ町立下田小学校)
- 6月29日(木) 租税教室 (十和田市立西小学校)
- 6月29日(木) 租税教室 (七戸町立七戸小学校)

女性部会だより

- 4月14日(金) 正副部会長会議 (法人会事務局)
- 4月18日(火) 監査会 (サン・ロイヤルとわだ)
- 4月18日(火) 役員会 (サン・ロイヤルとわだ)
- 4月26日(水) 租税教室 (東北町立甲地小学校)
- 5月10日(水) 租税教室 (十和田市立大深内小学校)
- 5月22日(月) 定時総会 (サン・ロイヤルとわだ)
- 6月12日(月) 役員会 (十和田市民交流プラザトワレ)
- 6月16日(金) 租税教室 (十和田市立四和小学校)
- 6月26日(月) 租税教室 (十和田市立沢田小学校)

※両部会租税教室時に絵はがきコンクールの募集依頼

7月スケジュール

14日(金)

租税教室 (十和田市立深持小学校)

27日(木)

税務セミナー「税制改正について」

(サン・ロイヤルとわだ)



法人会がん保険制度は制度発足40周年を迎えました。
この間、お支払いしたがん保険の給付金・保険金はおよそ4,163億円^(※1)。
これからも会員企業とそのご家族の皆様にご安心をお届けしてまいります。

(※1 2022年12月現在)

法人会福利厚生制度のメリットをご存じですか？

現在、個別扱にて、アフラックの保険^(※2)にご契約の方は、
**保険料が割安な法人会扱(以下、集団扱)へ
変更ができます！**

例えば、40歳の時にご契約した
スーパーがん保険^(※3)を
この機会に集団扱にすると^(※4)...

個別扱
月払
4,780円

変更すると...
集団扱へ

保障はそのまま！

集団扱

月払
4,480円
月々300円割安!

集団扱への変更は
早い方がお得!

年間では**3,600円**もお得!

2022年12月現在

- 1 簡単な手続きで変更ができます。
- 2 担当代理店の変更はありません。
- 3 保障内容の変更はありません。

(※2)対象となる保険種類は、がん保険、医療保険、就労所得保障保険、しっかり頼れる介護保険、GIFT、定期保険が対象です。

(※3)すでにご契約のがん保険の例>スーパーがん保険(1口) 保険料払込期間:終身 契約年齢40歳/主たる被保険者が男性の場合/契約種類:家族契約

(※4)あくまでも、一例であり、必ずしも記載の例と同等の保険料が適用されるわけではありません。(ご契約いただいた時期や、ご契約いただいている保険商品によって異なります)

今すぐ、下記までお問い合わせください！

Aflac アフラック

〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル

法人会用フリーダイヤル

0120-876-505